

墨田区シティプロモーションロゴマーク使用手引き



つながる
墨田区

このたび、墨田区は統一的なイメージによるシティプロモーションを展開していくため、ロゴマークを作製しました。

この「人 つながる 墨田区」のロゴマークには、本区に暮らす・働く・訪れる、すべての人に「つながり」の温かさを魅力に感じてもらい、それを地域の力へと変えていきたいという想いと、本区が「これからも『人と人とのつながり』を大切にしながら、未来への道を歩んでいく」という決意を表しています。

この使用手引きは、ロゴマークをご活用いただく際の注意点等を記していますので、デザインマニュアルとともにご一読いただき、多くの皆さんと共有することで墨田区の魅力を発信していきたいと考えています。

「人 つながる 墨田区」、ぜひ一緒にPRしていきましょう！

1 ロゴマークの種類

(1) 基本形

「人と人とのつながり」を大事にしていくイメージをダイレクトに表現しました。墨田区ゆかりの絵師、葛飾北斎が画号として記した「画狂老人北斎」の「人」という字をデザインし、北斎が時流を捉えて作品に使用していた「ペロ藍」の上にレイアウトしています。

ペロ藍・・・18世紀にベルリンで発見され、その後日本に輸入された絵具。



(2) 展開形

基本形とあわせて、使用する用途に応じて横配置のパターンを使用することができます。



(3) カラーバリエーション

印刷条件や使用用途を考慮し、マークの部分をモノグラデーションで表現することもできるほか、必要に応じて以下のカラーも使用することができます。

<ロゴタイプが黒のパターン>



つながる
墨田区

赤(縦)



つながる
墨田区

黄(縦)



つながる
墨田区

桃(縦)



つながる
墨田区

緑(縦)



つながる
墨田区

藍(縦)



つながる
墨田区

黒(縦)



赤(横)



黄(横)



桃(横)



緑(横)



藍(横)



黒(横)

<ロゴタイプとマークが同じ色のパターン>



つながる
墨田区

特色 DIC255
(縦)



つながる
墨田区

赤(縦)



つながる
墨田区

黄(縦)



つながる
墨田区

桃(縦)



つながる
墨田区

緑(縦)



つながる
墨田区

藍(縦)



つながる
墨田区

特色 DIC255
(横)



つながる
墨田区

赤(横)



つながる
墨田区

黄(横)



つながる
墨田区

桃(横)



つながる
墨田区

緑(横)



つながる
墨田区

藍(横)

2 マークの種類

(1) 基本形

ロゴタイプを入れずに、マークのみを使用することも可能です。



(2) カラーバリエーション

印刷条件や使用用途を考慮し、マークをモノグラデーショで表現することもできるほか、必要に応じて、以下のカラーも使用することができます。



特色
(DIC255)



赤



黄



桃



緑



藍

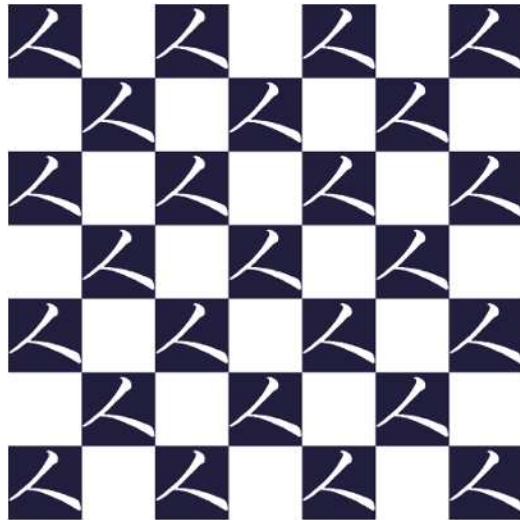


黒

3 グラフィックパターン

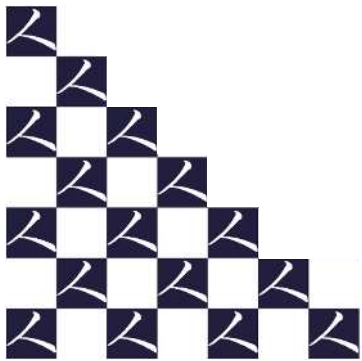
(1) 基本形

統一的なイメージをより効果的に伝えるため、マークを市松模様として使用することができます。

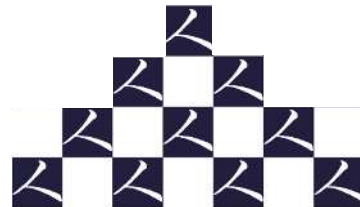


(2) 展開形

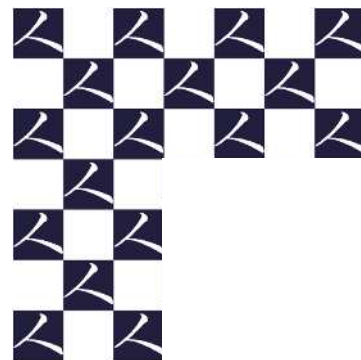
基本形とあわせて、使用する用途に応じて、以下のような使い方も可能です。



階段型



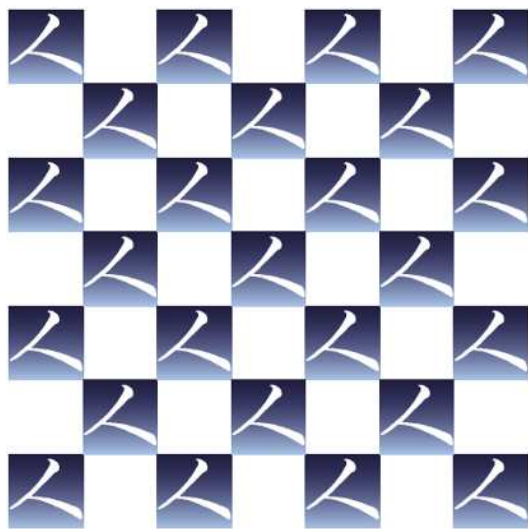
山型



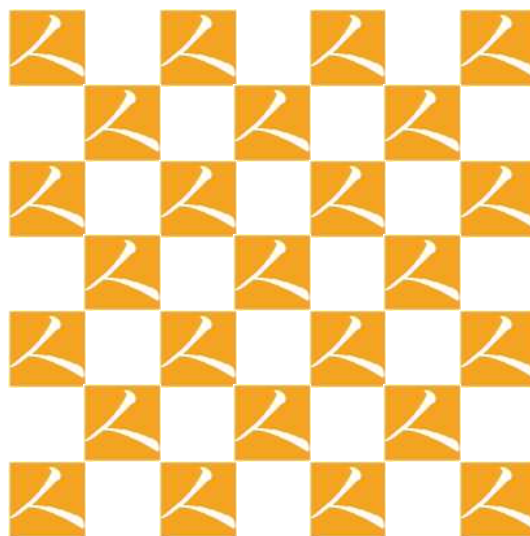
鍵型

(3) カラーバリエーション

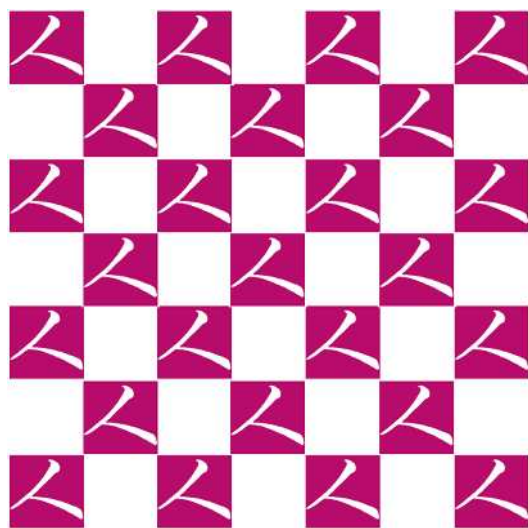
印刷条件や使用用途を考慮し、必要に応じて、別のカラーも使用することができます。



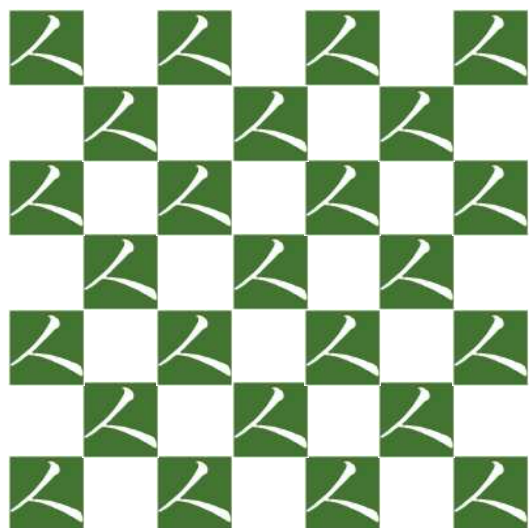
ベースカラー



黄



桃



緑

上記のほか、「2 マーク種類 - (2) カラーバリエーション」に示されている色のマークによる市松模様も使用することができます。

4 権利の帰属

ロゴマークに関する一切の権利は、墨田区に所属します。

5 使用の手続き

墨田区のシティプロモーションロゴマークは、より多くの方にお使いいただくことを想定しています。この使用マニュアルの記載事項を遵守いただき、ぜひ積極的にご使用ください。

(1) 手続方法

ロゴマークをお使いになる場合には、事前の届出が必要です。商用利用する場合と、商用利用しない場合で手続方法が異なりますのでご注意ください。

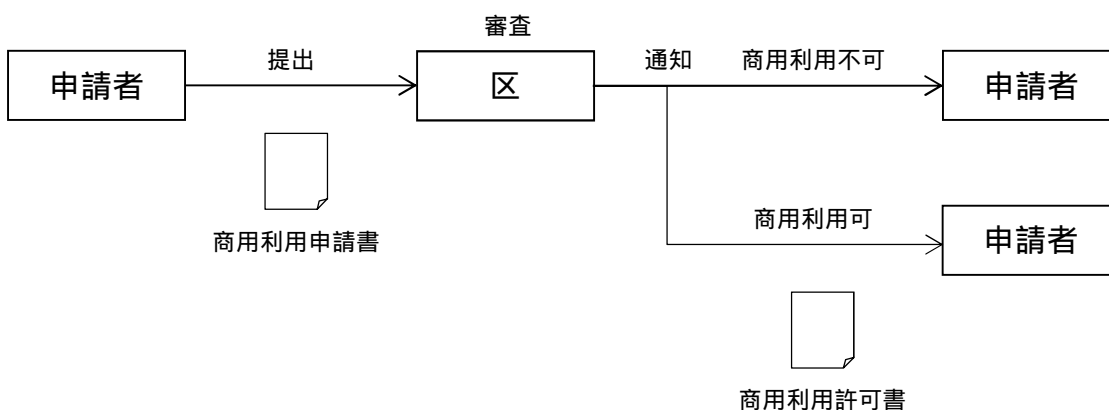
A 商用利用する場合

申請者から「墨田区シティプロモーションロゴマーク商用利用申請書」のご提出

区による審査

区から申請者への結果通知

商用利用できる場合は、区から「墨田区シティプロモーションロゴマーク商用利用許可書」の送付

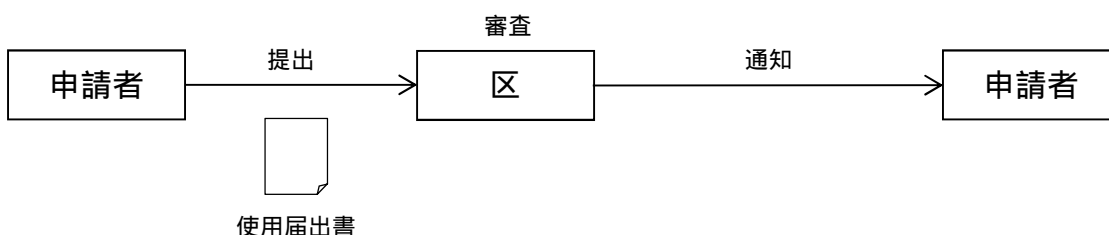


B 商用利用しない場合

申請者から「墨田区シティプロモーションロゴマーク使用届出書」のご提出

区による審査

区から申請者への結果通知(メール、電話等でお知らせします)



(2) 遵守事項

作成した制作物を商標登録することはできません。また、次の項目に該当する場合は(該当する可能性がある場合)は、ロゴマークを使用することはできません。

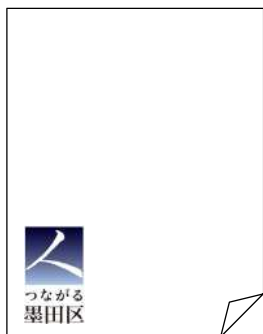
- ・法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- ・墨田区の信用や品位、イメージを損なうおそれがある場合
- ・政治、宗教、思想等に関する活動での使用、また、特定の個人・団体・民族等への中傷や攻撃を助長する、第三者の利益を害するおそれのある場合
- ・利用の目的または内容が暴力団の活動を助長し、または運営に資することとなるものと認める場合(墨田区暴力団排除条例による)
- ・青少年の健全育成にとって有害な目的に利用されるおそれのある場合
- ・ロゴマークに近接して企業名または団体名等を表示することによって、区の公的機関であるような誤解を招くおそれのある場合
- ・区が特定の個人・企業・団体、あるいは商品・サービス・活動等を支援・推奨・公認しているような誤解を招くおそれのある場合
- ・特定の個人や団体のシンボルマーク、あるいは商標や意匠に相当するものとして、独占的に利用されるおそれのある場合
- ・ロゴマークを立体物に表現する場合、それが著しくロゴマークの形状を保持できていないと認められる場合
- ・その他、墨田区長が適切でないと認めた場合

6 使用条件

- (1) 使用料は無料です。
- (2) 原則として、使用期限はありません。
- (3) 墨田区シティプロモーションロゴマークデザインマニュアルに沿って使用して下さい。
- (4) 墨田区がホームページで提供する画像データをご使用下さい。
- (5) 商品・ノベルティ等を作成した場合は、見本品を事務局までお送りください。
- (6) 商用利用申請書(使用届出書)の内容を逸脱しないで下さい。
- (7) 目的と異なる使用や遵守事項に反した使用が認められた場合は、使用者に対して改善を求めるとし、それに応じない場合は使用許可を取り消します。
- (8) ロゴマークの使用によって生じた問題・トラブル等について、墨田区は一切関知しないものとします。ロゴマークを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者本人の責任で必要な処理を行って下さい。
- (9) ロゴマークの使用により、墨田区に対して不利益または損害を与えた者、あるいはロゴマークの権利を侵害したと認められる者に対して、区は法的措置を講じるものとします。

7 使用例

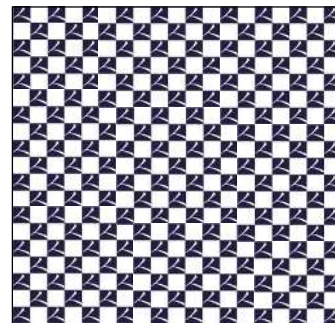
ロゴマークの使用例を示します。ぜひ、皆さんの自由な発想で積極的なご活用をお願いします。



チラシ・ポスター、
パンフレット等



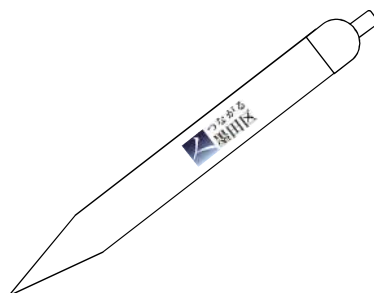
Tシャツ、ジャンパー等



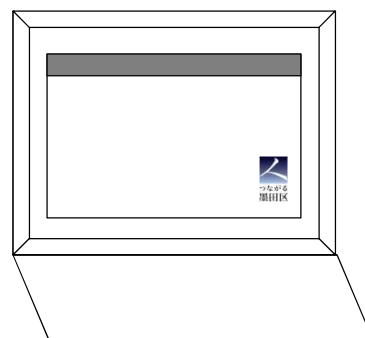
包装紙、てぬぐい等



のぼり



ボールペン



ホームページ

8 問合せ・商用利用申請書(使用届出書)の提出先

墨田区企画経営室 広報広聴担当 報道・シティプロモーション担当
〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号 墨田区役所 6 階
電話:03-5608-6220(直通) FAX:03-5608-6406
E-mail S-CITYPROMOTION@city.sumida.lg.jp